

## 荷主特別対策チームの編成

### (目的)

道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局(以下「局」という。)において「荷主特別対策チーム」を編成する。

### (構成員)

荷主特別対策チームは、局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、労働基準監督署(以下「署」という。)の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員( )により構成する。

平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

### (実施事項)

- 1 署は、発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者(以下「発着荷主等」という。)に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。
- 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。
- 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。
- 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。